

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

「いじめ」は、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、本校の全ての子どもが安心して学校生活を送り、楽しく心豊かに様々な活動に取り組むことができる、いじめのない学校をつくるために、「あやめ野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下に五つのポイントを示す。

- ① 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- ② 人権意識を高め、子どもと子ども、子どもと教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く
- ③ 子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決に努める
- ⑤ いじめ問題について、保護者・地域そして、関係機関との連携を深める

Ⅰ いじめとは？

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

学校では、「いじめ」を訴えてきた子どもの立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、子どもを守るという立場に立って事実関係を確認し、対応に当たる。

成長途上にある子どもは、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し、社会性を培っていくことが学校や家庭に求められているという認識に立つ。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれや集団で無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォンなどでインターネット上に、悪口の書き込みなど嫌なことをされる 等

2 いじめを未然に防止するための取組

子どもの権利条例の理念を踏まえた取組も進める。

- ① 子どもの意思表明権を重視した主体的な取組
- ② 子どもがいじめられない安心して生活できる学習生活の環境づくり

(1) 子どもに対して

- ① 子ども一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる・できる・楽しい授業づくりに努め、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や子ども一人一人がかかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習や学級活動を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもがもつように、様々な活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要であることも併せて指導する。

(2) 教職員として

- ① 子ども一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 子どもが自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を行うことに努める。
- ③ 思いやりや心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許されない」という姿勢をもっていることを様々な活動を通して子どもに示す。
- ⑤ 子ども一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 子どもや保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧ いじめの認知及び解消は、「学びの支援・いじめ防止対策委員会」で判断することを理解し、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ⑨ いじめの防止及び早期発見、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有することを自覚する。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② いじめに関するアンケート調査を年3回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を「学びの支援・いじめ防止対策委員会」で判断する。
- ③ 「いじめ問題」に関する研修会を行い、「いじめ」について教職員の理解を深めるとともに、防止や対応についての実践力を高める。
- ④ 校長による「いじめ問題」に関する講話を行い、「いじめは絶対にゆるされない」ということと、「いじめ」に気付いた時は、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

- ⑤ ブロックの連帯感と全校への所属感を育てる学校行事やあいさつと憧れでつながる児童会活動（「あやめっ子活動」「委員会」「クラブ」）を充実させ、子どもの居場所づくりに努める。
- ⑥ 毎週の集会時に児童理解のための情報交流を行い、“共通理解”と“相互支援”ができる体制を作る。
- ⑦ いつでも誰にでも相談できる体制を充実させる。

(4) 保護者・地域に対して

- ① 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから子どもが発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを、学校便りや懇談会等で伝え、理解と協力を求める。

3 早期発見・早期対応に向けての取組

(1) 早期発見（変化に気付く）のために

- ① 子どもの様子を、日常から担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設け、学校として組織的に対応する体制にしておく。
- ② 様子に変化が感じられる子どもには、積極的に声を掛け、話を聞き、安心感をもたせる。
- ③ アンケート調査等を活用し、子どもの人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して子どもとの信頼関係を深める。

(2) 誰にでも相談できる学校に

- ① いじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもに伝えていく。
- ② いじめられている子どもや保護者からの訴えは親身になって聞き、子どもの悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめられている子どもが自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた時は、管理職に報告し、「学校いじめ対策会議」を開催して校内で情報を共有する。

(3) いじめの早期解決のために

- ① 教職員が気付いた、あるいは子どもや保護者から相談があった場合、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といって二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。また、必要に応じて教育委員会など関係機関に相談し、助言を求める。
- ② 事実関係を把握する際には、「学校いじめ対策会議」開催し、組織的な体制の下に対応する。
- ③ いじめている子どもに対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ④ いじめることが相手を傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ⑤ いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その子どもの心の安定を図る指導をする。
- ⑥ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。

4 校内体制「いじめ防止対策委員会」の設置

① 構成員等について

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、「学校いじめ対策会議」を開催し、速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長の不在時は、教頭が「学校いじめ対策会議」を開催する。ただし、内容については、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

② 会議について

- (1) 会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、「学校いじめ対策会議」を開催する。
- (4) 「学校いじめ対策会議」の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- (5) 校内学びの支援委員会も兼ねているが、いじめ防止対策委員会部分の記録は別途作成する。

③ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) いじめを見逃さないために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、「いじめ対策会議」で判断することを徹底する。
- (2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、「学校いじめ対策会議」において行う。

＜いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。＞

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）P30～31】

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、「学校いじめ対策会議」において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

④ 学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付け、評価し、改善につなげる。

⑤ 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

⑥ 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

⑦ インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

⑧ 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- (3) 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

5 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

いじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たる。

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

【参考】いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは諸葛警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童などの生命、身体又は財産に甚大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTA や地域での会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすることをお願いする。

6 いじめ対応フローチャート

